２０２２年4月7日

電波法・放送法一部改正案に対する趣旨説明質疑

立憲民主党・無所属
鈴木庸介

立憲民主党の鈴木庸介です。私は、ただいま議題となりました、電波法及び放送法の一部を改正する法律案に対し、立憲民主党・無所属を代表し、関係閣僚に質問をいたします。

さて、3月8日未明、国際放送「NHKワールドＪＡＰＡＮ」の英語テレビ放送が、ロシア国内での配信が停止され、大きな衝撃を受けました。インターネット同時配信や、ロシア語や英語によるラジオ国際放送などについては引き続きロシア国内で視聴できるとのことです。3月 14 日から新たにウクライナ語への対応も始まりました。在外邦人や避難民の方への情報提供に大きな役割を果たしている国際放送のご尽力に、心から敬意と感謝を申し上げます。

私は、学生時代にアフガニスタン、ルワンダ、ボスニアなど紛争地をめぐり、世界の理不尽で残酷な現実を目の当たりにしました。無数の亡骸、絶望が蔓延する社会、極度に悪化した治安など、戦争の残酷な現実を前に、あまりに無力な人々の姿がありました。その経験が政治家を志した原点であるだけに、ついこの間まで、平穏な日常を過ごしていたウクライナの善良な市民が、突如として戦禍に見舞われ、その苦しみが今も続いている現実に、やりきれない思いがいたします。

民間人に対する虐殺、無抵抗の女性や子どもへの容赦ない暴力、ロシア軍の戦争犯罪行為が次々に明らかになっています。なによりも一日も早い停戦の実現、ロシア軍の撤退が必要です。平和憲法を持つ日本として、ロシアとウクライナの仲介の汗をかくことはできないのでしょうか。松野官房長官のご所見を伺います。

立憲民主党は、あらゆる戦争などで避難する外国人に、入国当初から就労が可能で、1年間滞在できる在留資格を付与するなどとした法案を国会に提出しました。ウクライナの人たちに安心して日本社会の一員として生活してもらうとともに、シリアやアフガニスタンなど世界中の戦争避難民に対する支援を拡大したいと考えていますが、松野長官、いかがでしょうか。

政府が保有の是非を検討する敵基地攻撃能力に関し、「基地に限定する必要はない。向こうの中枢を攻撃することも含むべきだ」と主張する元総理もおられます。中枢攻撃とは、相手国の指揮・統制機能の中枢をたたく戦争遂行能力であり、相手国を殲滅するような「打撃力」＝「反撃能力」に他なりません。首都攻撃であるならば、多くの民間人にも犠牲を伴います。戦争放棄をうたい、海外での武力行使を禁止した憲法９条に真っ向から反するのは明白であり、専守防衛や戦時国際法にも違反する暴論です。松野官房長官、中枢攻撃について

の政府としての見解を伺います。

それでは、本題に入ります。私はNHK出身です。ＮＨＫが、今後とも公共放送としての責任と自覚を持って、営利を目的とせず、政府から独立して、公共の福祉と文化の向上に寄与するとの役割を果たしていくことを願う立場から、今回の電波法・放送法改正案について、以下、金子総務大臣に質問をいたします。

まず、本改正案によって導入される関連事業持株会社は、中間持株会社で、有識者による「公共放送の在り方に関する検討分科会」においてＮＨＫが提示した要望を反映して法案化されたものであります。ＮＨＫが要望する中間持株会社を認めることとした理由は何ですか。

ＮＨＫは本年１月、「ＮＨＫサービスセンター」「ＮＨＫインターナショナル」「ＮＨＫエンジニアリングシステム」「ＮＨＫ研修センター」の４つの一般財団法人と公益財団法人「ＮＨＫ交響楽団」の、合わせて５つの財団法人を、来年度に統合する方向にあることを公表しました。中間持株会社の議論などとともに、グループ一体改革の動きが今後さらに加速していく気配があります。その際、職員の雇用や処遇を損なわないように進めるべきではないかと考えますが、政府の見解を伺います。

つぎに割増金制度について伺います。現行でも日本放送協会受信規約第１２条で割増金が定められており、本改正案の成立により法定化され、「不正な手段により受信料の支払を免れた場合」又は「正当な理由がなくて第２号に規定する期限までに受信契約の申込みをしなかった場合」に割増金が適用されることになります。

しかし、本改正案では「不正な手段」や「正当な理由」の定義がなく、総務省令で定められる予定の割増金の基準も明示されておらず、現時点では割増金が徴収され得る具体的要件が明確になっていません。また、現行の受信規約に基づく割増金制度が適用された事例はなく、本改正案においても割増金に税や社会保険料のように特別な地位や強制力を持たせておらず、受信契約に基づく受信料の支払いをする基本的な仕組みに変更はないように思われます。

今回、割増金制度をあえて法定化する理由と、放送法で規定することが受信料の公平負担の実現という観点で実効性があるのか、確認いたします。

我々立憲民主党は、地域に根差し、地域社会・文化の活性化に貢献しているローカル局を維持するため、ＮＨＫとの協力体制の構築を進めることを求めております。私は、本年２月３日の衆議院総務委員会において、剰余金を活用して、民放を含む全国の地域放送を維持する経費に活用することも検討課題とするべきではないかと申し上げました。本改正案では、ＮＨＫに対して、他の放送事業者が字幕放送・解説放送をできる限り多く放送するように努める責務や放送対象地域において難視聴解消の責務にのっとり講ずる措置の円滑な実施に

協力する努力義務を課すこととしており、先ほど私が申し上げた方向性が本改正案に盛り込まれたことについては、一定の評価をしたいと思います。

一方、本改正案のＮＨＫの協力は、努力義務であり、その内容は、電波不感地域を主とした難視聴解消やＮＨＫが保有する技術を利用した字幕放送・解説放送の実施を目的とした限定的な協力にとどまっているものと考えられます。

地方の民間放送事業者に対する支援を強化することについて、政府の見解をお聞かせください。

本改正案により、外資規制を遵守するために報告の機会を設ける等の措置を整備したことにより、外資規制違反の防止や認識に対して、一定の改善効果を期待することができるものと考えられます。

しかし、本改正案において外資規制に係る規定の見直しがなされる契機となった、東北新社とフジ・メディア・ホールディングスにおいて判明した外資規制違反の事案は、いずれも当該事業者の集計上の誤りが大きな原因の一つでありました。

本改正案の対策は、報告書等の提出を求めることを含めて事業者の認識を喚起する対策に依拠しており、提出書類やその添付書類で発見できない事業者の過誤を総務省が指摘、若しくは外資規制違反を把握する手段や体制が明確になっておりません。

そこで、事業者が提出する申請書や報告等に依拠することなく外資規制違反を把握するための施策は何か、また、事業者の過誤を見逃さないための体制の強化策について、明らかにしてください。

つぎに、電波監理審議会についてお尋ねいたします。電波監理審議会が２０２１年中に審議した事項は２７件ですが、同審議会の委員５名のうち電波に係る技術的知見を持った者は１名しかおらず、その委員すら他の本務の傍らに執務している状況です。このように技術的に十分な審議が可能な体制であるとは言いがたい状況にあります。また、委員の人選についても、慣例により委員構成が固定化しており、本改正案においても同審議会において技術的知見のある委員の増強は図られておりません。

現状の同審議会の審議体制が不透明な中、本改正案では機能強化が図られますが、現行の同審議会の委員の人選の基準はどうなっているのか、本改正案及び総務省令で同審議会の体制をどのように強化していくつもりなのか、金子大臣に確認いたします。

我々立憲民主党は、通信・放送行政を、内閣の構成員の一人である総務大臣の率いる総務省から切り離し、放送免許の付与・更新や番組規制などを行う規制監督部門を独立性の高い独立行政委員会として設置する「通信・放送委員会」、いわゆる日本版ＦＣＣに移し、国家権力を監視する役割を持つ放送局を国家権力が監督するという矛盾を解消するとともに、放送に対する国の恣意的な介入の排除を進めるべきことを提案しております。世界では米連邦通信委員会をはじめ政府から独立した機関による規制監督が主流です。通信・放送行政

の独立は、「言論、報道、放送の三つの自由」を確保する手段になると考えます。

通信・放送行政における推進と規制監督の分離について、現時点で、政府としてどのようにお考えなのか、金子大臣の見解をお願いいたします。

また、国民共有の財産である電波は、有限希少な資源であります。電波の割当てに当たっては、透明性の高い制度であること、割当てを希望する者に対して公平な機会があること、また割当てが公正であることが求められています。本改正案によって、十分に透明・公平・公正なものとなっていると考えているのか、また、さらなる改善の必要性について考えているのか、金子大臣の見解を求めます。

電波利用料について、お尋ねいたします。不法電波の監視や無線局の管理に要する電波利用共益費用という位置づけで制度化された電波利用料の歳出総額は、１９９３年の制度創設時には約７５億円程度でありましたが、ほぼ右肩上がりで増加し続け、２０２２年度には約７５０億円と１０倍になっています。用途も拡大されてきています。有識者による「デジタル変革時代の電波政策懇談会」は、約７５０億円の総額規模は据置きとされました。政府としても、現行規模を妥当とお考えですか。理由も含めて明らかにしてください。また、Beyond 5G に係る研究開発に対する補助金について、今回、総務大臣による電波利用料を原資とした補助金交付制度を創設することになりましたが、一般会計予算からの拠出だけでなく電波利用料を原資とすることを可能とした理由やＮＩＣＴの助成金との違いについてお答えください。そして、電波利用料制度について、原点に立ち戻り真の共益的費用として縮小を図るか、電波利用料の位置付けを転換する必要があると考えていくのか、政府としての見解をお願いいたします。

最後に、今回の改正案には昨年提出されながら廃案となった内容が含まれています。廃案となったのは、菅義偉前首相の長男が勤めていた放送事業会社「東北新社」による総務省幹部らへの接待問題が大きな原因と言わざるを得ません。

外資規制や携帯電話料金問題などで、総務省幹部らへの接待が常態化していた実態が明らかになりましたが、市民団体の刑事告発に対し、東京地検特捜部は先月２９日、収賄や贈賄などの疑いで告発されていた１２人をいずれも嫌疑不十分又は嫌疑なしとして不起訴処分としました。しかし、これにより、事件の幕引きとすることは断じて許されません。総務省の情報通信検証委員会の報告書でも、外資規制違反を意図的に見逃す等行政がゆがめられた可能性があることが指摘され、会食等に関する資料は必ずしも十分でなかったとされています。さらなる追加調査が必要でないかと思われますが、金子大臣、いかがでしょうか。総務省の問題の解明と通信・放送行政の信頼回復に向けた決意について答弁を求め、私の質問を終わります。